

## 「広島県立県民の森」の利用休止について

令和2年8月19日  
自然環境課

### 1 要旨

「広島県立県民の森」の指定管理者である株式会社比婆の森から、7月31日に、裁判所に対し自己破産手続き開始申立を行い、指定管理者を辞退したい旨の申し出があった。

このため、7月31日付で辞退書を受理し、指定の取消しを行うとともに、当面の間、「広島県立県民の森」の施設利用を休止とした。

### 2 休止時期

令和2年8月1日（土）から当面の間

（※登山利用や屋外トイレについては、引続き使用可能である）

### 3 施設の概要

#### (1) 指定管理期間

平成28年度～令和2年度（5年間）

#### (2) 施設・設備

公園センター (宿泊：23室102人、レストラン等)
全天候多目的施設 (体育館)
キャンプ場 (4箇所、131サイト)
スキー場 (リフト2基、ロープ塔1基)
広場、園地、歩道、駐車場等

#### (3) 利用状況

(単位：人)

区分	H28	H29	H30	R1
利用者数	112,919	122,293	111,349	111,876
うち宿泊	6,654	6,711	5,904	5,286
うちキャンプ場	6,091	6,567	4,226	4,821
うちスキー場	9,083	11,053	9,636	900

#### (4) 指定管理の収支状況

(単位：千円)

区分	H28	H29	H30	R1
収入	187,738	197,206	179,883	123,897
支出	184,972	193,972	178,120	164,753
収支	2,766	3,234	1,763	△40,856

### 4 対応状況等

- 指定管理者又は破産管財人から予約者に対し、個別にお詫びと予約の取消しの連絡を行った。
- 庄原市と連携して、施設休止等についてHP等による情報提供を行った。
- 休止直後の8月1日（土）、2日（日）に、現地に職員を派遣し来場者の対応を行った。利用者の多くが登山者で、特に目立った混乱はなかった。  
(来場者8/1：約80人、8/2：約100人)
- 早期の施設の再開に向けて、庄原市と連携して、早急に対応を検討する。併せて、今回の事案の検証等も行う。

## 5 参考

### (1) 株式会社比婆の森の概要

- ア 設 立 平成 16 年 4 月 28 日
- イ 事業内容 県民の森の指定管理業務，庄原市学校給食共同調理場調理業務等
- ウ 資 本 金 30,000 千円
- エ 出資状況 庄原市〔出資金：9,000 千円（30%）〕，  
その他〔出資金：21,000 千円（70%）〕
- オ そ の 他 平成 17 年 4 月 1 日から継続して県民の森の指定管理者に指定される。

### (2) 管理運営の制度概要

	区 分	概 要	管理者	実施手続き
①	指定管理委託 【現行制度】	・公の施設の管理運営を包括的に委託	法人等	公募（非公募）→ 選定 → 指定議決 → 協定締結
②	事務の委託	・公の施設の管理運営の全部又は一部を市町へ委託	市町	規約議決（県議会・市町議会） → 条例改正（県議会・市町議会） → 覚書締結（県・市町）
③	県 直 営 （業務委託）	・公の施設の利用許可は県が実施 ・設備保守，清掃等の業務を個別に委託	県	入札等 → 契約締結

※指定管理者制度の導入に伴い，従前の管理委託は地方自治法の一部改正により制度が廃止された。